

6 水環境の保全



I 現況

水質汚濁の原因は多岐にわたります。人の活動に伴うもののほか、例えば火山活動など自然的要因によるものもあります。下水道など生活排水処理施設の整備により、水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量（BOD¹）又は化学的酸素要求量（COD²）の環境基準達成率は、改善傾向にありますが、100%の達成には至っていません。

本県の主要な水源は、相模川水系と酒匂川水系であり、県内水需要の9割以上をまかなっています。県は、水源環境を保全する取組として、2007年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、取組を進めています。

2022年度からは、最後の5年となる第4期目の計画に取り組んでいますが、これまでの取組により、相模川・酒匂川流域においては、アオコの発生要因となる窒素濃度に減少傾向が認められており、県民の水がめであるダム湖への栄養塩類の削減に一定の効果を確認しています。また、水源林においても手入れ不足の人工林の割合が減少するなど、公益的機能の高い森林づくりが進んでいます。

（I）河川

2023年度は、27河川（支川を含めると56河川）89地点において、人の健康保護に関する27項目（健康項目）、生活環境保全に関する12項目（生活環境項目）などの52項目を調査しました。

▶ 健康項目

早川の2地点で砒素が環境基準を超過し、松越川の1地点でほう素が環境基準を超過していましたが、他の項目は全て環境基準値内でした。その他の測定地点では、全ての環境基準を達成していました。

¹ 水中の有機汚濁物質が微生物により分解される時に消費される酸素の量で、河川の汚濁状況进行评估するもの。

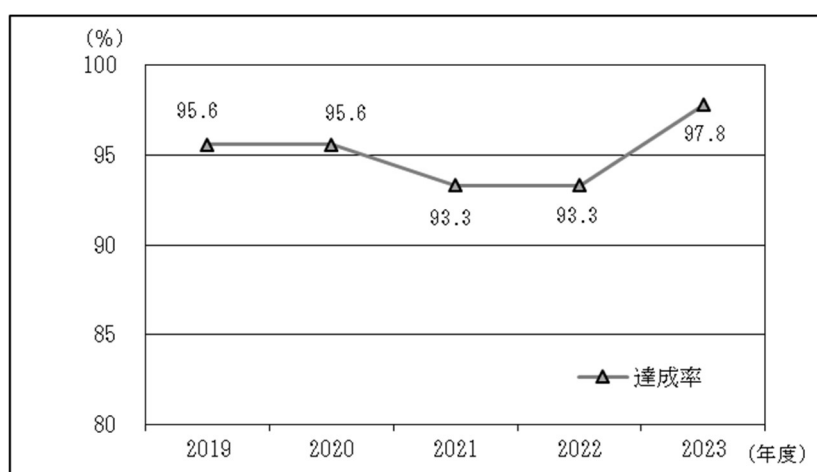
² 水中の有機汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁状況进行评估するもの。海域や湖沼のように、プランクトン等の生物が多く存在している水域では、それらの呼吸作用による酸素消費量を考慮する必要があるため、BODではなくCODを水質指標として用いる。

項目	概要	発生源	健康への影響	環境基準
砒素	早川の2地点で環境基準を超過した（最大 0.028 mg/L）	火山地帯における自然的要因によるもの	飲み水に利用されておらず、健康への影響はない	0.01mg/L 以下
ほう素	松越川の1地点で環境基準を超過した（最大 1.9mg/L）	海水の影響によるもの	飲み水に利用されておらず、健康への影響はない	1mg/L 以下

▶ 生活環境項目

BODについては、45 水域中 44 水域（97.8%）で環境基準を達成していました。水道水源である相模川中流（A 類型）、酒匂川上流（A 類型）をはじめとする県内の主要な河川では、すべての水域でBODの環境基準を達成していました。

河川における BOD の環境基準達成率の推移



主要河川における BOD の環境基準達成状況

水域名	類型	環境基準	2021 年度	2022 年度	2023 年度
多摩川 中下流	B	3 mg/L 以下	○	○	○
鶴見川 上流	D	8 mg/L 以下	○	○	○
鶴見川 下流	C	5 mg/L 以下	○	○	○
境川 上流	D	8 mg/L 以下	×	○	○
境川 下流	C	5 mg/L 以下	○	○	○
相模川 中流	A	2 mg/L 以下	○	○	○
相模川 下流	B	3 mg/L 以下	○	○	○
金目川 上流	A	2 mg/L 以下	○	○	○
金目川 下流	C	5 mg/L 以下	○	○	○
酒匂川 上流	A	2 mg/L 以下	○	○	○
酒匂川 下流	B	3 mg/L 以下	○	○	○

*「○」は達成、「×」は非達成を示します。

(2) 湖沼

2023 年度は、相模湖 5 地点、津久井湖 4 地点、芦ノ湖 4 地点、丹沢湖 4 地点及び宮ヶ瀬湖 2 地点において、健康項目 27 項目、生活環境項目 12 項目などの計 53 項目を調査しました。

▶ 健康項目

すべての測定地点で環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

COD については、5 水域中 4 水域（相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖）で環境基準を達成していました。自然環境保全の目的から、最も厳しい環境基準（1 mg/L）が適用されている芦ノ湖では、環境基準を達成していませんでした。

また、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼として、全窒素及び全^{りん}の環境基準が適用されている相模湖及び津久井湖では、いずれも環境基準を達成していませんでした。

湖沼における COD の環境基準達成状況

水域名	類型	環境基準	2021 年度	2022 年度	2023 年度
相模湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○
津久井湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○
芦ノ湖	AA	1 mg/L 以下	×	×	×
丹沢湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○
宮ヶ瀬湖	A	3 mg/L 以下	○	○	○

* 「○」は達成、「×」は非達成を示します

湖沼における全窒素・全^{りん}の環境基準達成状況

水域名	類型	項目	環境基準	暫定目標	2021 年度	2022 年度	2023 年度
相模湖	II	全窒素	0.2 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	△	△	×
		全 ^{りん}	0.01 mg/L 以下	0.080 mg/L 以下	△	×	×
津久井湖	II	全窒素	0.2 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	△	△	△
		全 ^{りん}	0.01 mg/L 以下	0.042 mg/L 以下	×	△	×

* 「△」は環境基準は非達成であるが暫定目標は達成、「×」は環境基準及び暫定目標非達成を示します

(3) 海域

2023 年度は、東京湾 22 地点及び相模湾 20 地点において、健康項目 25 項目、生活環境項目 10 項目などの計 46 項目を調査しました。

▶ 健康項目

すべての地点で全項目とも環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

COD については、13 水域（東京湾 11 水域、相模湾 2 水域）中 10 水域（東京湾 8 水域、相模湾 2 水域）で環境基準を達成していました。全窒素及び全^{りん}磷については、環境基準が適用されている東京湾 4 水域すべてで環境基準を達成していました。

海域における COD の環境基準達成状況

水域名	類型	環境基準	水域数	環境基準達成水域数		
				2021 年度	2022 年度	2023 年度
東京湾	A	2 mg/L 以下	2	1	1	1
	B	3 mg/L 以下	6	3	3	4
	C	8 mg/L 以下	3	3	3	3
相模湾	A	2 mg/L 以下	2	2	2	2
計（達成率）			13	9 (69.2%)	9 (69.2%)	10 (76.9%)

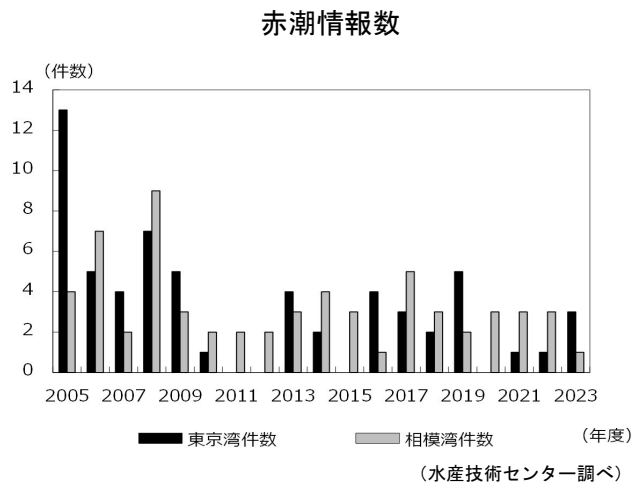
海域における全窒素・全^{りん}磷の環境基準達成状況

水域名	類型	項目	環境基準	2021 年度	2022 年度	2023 年度
東京湾（口）	IV	全窒素	1 mg/L 以下	○	○	○
		全磷	0.09 mg/L 以下	○	○	○
東京湾（ハ）	IV	全窒素	1 mg/L 以下	○	○	○
		全磷	0.09 mg/L 以下	○	○	○
東京湾（二）	III	全窒素	0.6 mg/L 以下	○	○	○
		全磷	0.05 mg/L 以下	○	○	○
東京湾（ホ）	II	全窒素	0.3 mg/L 以下	○	○	○
		全磷	0.03 mg/L 以下	○	○	○

* 「○」は達成を示します。

・赤潮³の発生状況

2009 年度以降の発生件数は、東京湾及び相模湾ともに、それ以前と比較して、低い水準で推移しています。



(4) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目等について、定点調査とメッシュ調査を実施しました。

▶ 定点調査

2023 年度は、14 市 6 町 1 村の 76 地点において、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 28 項目のほか、一般項目 5 項目について調査しました。このうち 75 地点では環境基準を達成していましたが、1 地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を達成していませんでした。

地下水質測定結果総括（定点調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	76	1	75	98.7%
一般項目	5	76	0	76	100
全項目計	33	76	1	75	98.7%

▶ メッシュ調査

県内全域を 2 km または 4 km メッシュに区切り、各メッシュ内の井戸を 1 つ選定し、水質を調査しました。メッシュ調査は、4 年間で県内を一巡するよう、計画的に実施しています。

2023 年度は、12 市 1 町 1 村の 76 地点でメッシュ調査と同様の項目を調査しました。このうち 73 地点では環境基準を達成していましたが、3 地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を達成していませんでした。

地下水質測定結果総括（メッシュ調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	76	1	73	96.1%
一般項目*	5	76	0	76	100%
全項目計	33	76	1	73	96.1%

* 一般項目は電気伝導率、pH、水温等

³ 植物プランクトンの大量増殖により、海が赤褐色等に見えること。生活排水や工場排水に含まれる栄養塩類が河川を通じて海に流入し、日照や水温などが好適な条件になると、植物プランクトンが大量増殖することがある。赤潮が発生すると、プランクトンが海水中の酸素を大量に消費することなどにより、魚の大量死を招くことがある。

(5) PFAS

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。また、PFASのうち、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS等」という。）は、幅広い用途で使用されてきており、PFOS等には、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

このため、計画を定めて県内のPFOS等の実態把握を進めており、2023年度は、公共用水域23地点（河川17地点、湖沼3地点、海域3地点）、地下水18地点で調査しました。調査の結果、引地川の2地点で暫定目標値（PFOSとPFOA合わせて50ng/L）を超過しました。超過が確認されたときは、周辺住民等に注意喚起を行い、継続監視や周辺調査を実施しています。

PFOS等の暫定目標値適合地点数の推移
（公共用水域）

項目	2021年度	2022年度	2023年度
測定地点数	16	20	23
適合地点数	14	18	21
適合率	87.5%	90.0%	91.3%

PFOS等の暫定目標値適合地点数の推移
（地下水）

項目	2021年度	2022年度	2023年度
測定地点数	5	19	18
適合地点数	5	18	18
適合率	100%	94.7%	100%

(6) 土壌汚染

特定有害物質による土壌汚染のおそれがある土地では、「土壌汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」において、土地所有者等が土壌の汚染状態を調査することとなっています。土壌汚染対策法による調査の結果、土壌汚染が判明した場合には、その土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」と指定し、要措置区域に対しては、汚染の除去等の措置を指示します。

土壌汚染対策法に基づく届出等件数

届出等種類	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
土壌汚染状況調査結果報告書 （法第3条第1項）	40	30	65※2	17	26	24	未集計
一定の規模以上の土地の形質の変更 届出書（法第3条第7項）※1	-	-	30	28	29	43	未集計
一定の規模以上の土地の形質の変更 届出書（法第4条第1項）	295	317	273	309	394	367	未集計
要措置区域の指定件数	3	3	3	1	10	6	未集計
形質変更時要届出区域の 指定件数	50	34	38	27	44	41	未集計

※1 法第3条第7項は2019年の法改正により追加された。

※2 第1項及び第8項による報告書の合計

県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数※

届出種類	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特定有害物質使用事業所廃止届出	22	21	13	10	12	7	8
土地区画形質変更届出	315	315	348	246	251	237	229

※横浜市、川崎市を除く。

(7) 地盤沈下

地盤沈下の状況を把握するため、法や条例の規制地域となっている市町が水準測量調査を行っています。横浜市及び川崎市では毎年、県条例の指定地域及び周辺地域である6市1町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市及び寒川町）では隔年で実施しています。

2023 年度は、8 市 1 町が調査を実施し、有効水準点数 602 点、沈下水準点数 456 点となりました。年間で最も沈下した点は海老名市の杉久保北 1 で、沈下量は 2.91cm でした。

水準測量調査結果

区分	調査水準 点数	有効水準 点数	沈下水準 点数	沈下内容			年間最大沈下点 及び沈下量※ (cm)	
				2 cm 未満	2 cm 以上 3 cm 未満	3 cm 以上		
横浜市	116	116	111	111	0	0	都筑区勝田町	1.40
川崎市	294	218	210	210	0	0	高津区向ヶ丘	1.03
平塚市	28	28	17	17	0	0	四之宮、東真土	0.47
茅ヶ崎市	51	49	22	22	0	0	下寺尾	0.82
厚木市	26	26	7	7	0	0	下津古久	0.63
海老名市	79	74	21	20	1	0	杉久保北	2.91
寒川町	20	20	20	20	0	0	岡田	0.56
鎌倉市	15	15	15	15	0	0	大船	0.63
藤沢市	56	56	33	33	0	0	湘南台	0.67
	685	602	456	455	1	0		

※ 隔年調査地域（横浜市、川崎市を除く市町）は 2 年間の沈下量

2 県の取組

(1) 環境基準達成に向けた規制・指導

▶ 水質汚濁防止法に基づく規制・指導

「水質汚濁防止法」では、工場・事業場から河川、湖沼、海域などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の規制等を定めています。

県では、有害物質等を含む排水を排出する特定施設を設置する特定事業場に対し、定期的な立入検査を実施して、排水基準の遵守状況等を確認しています。違反がある場合には速やかな是正を指導します。

▶ 化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

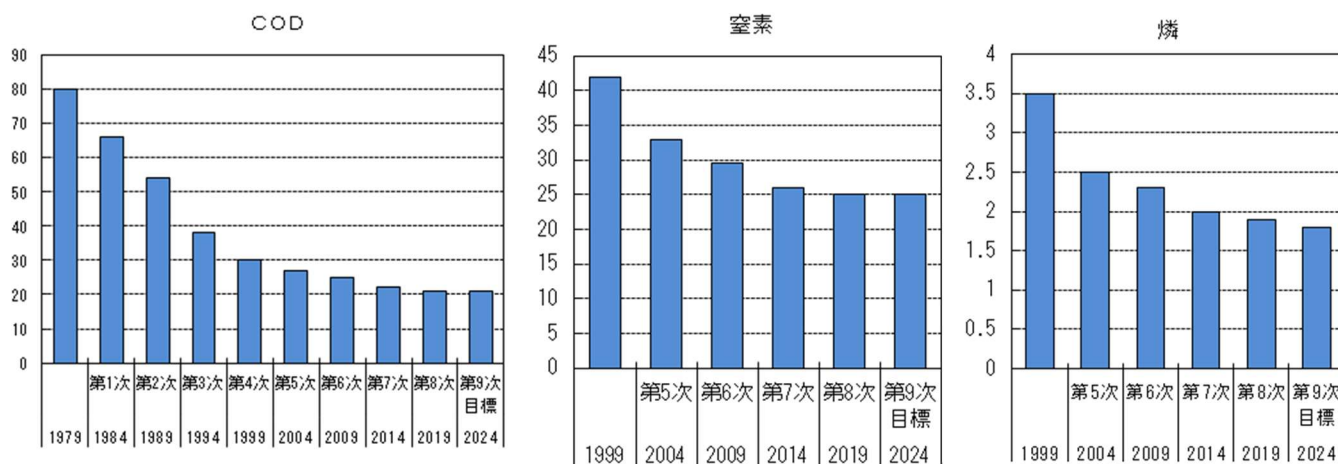
東京湾の水質に影響を及ぼす汚濁物質の負荷量（汚濁負荷量）を削減するため、排出水に含まれる汚濁物質の総量規制制度が導入されています。県は、「化学的酸素要求量（COD）等に係る総量削減計画」に基づいた施策を推進しており、「第9次総量削減計画」のもと、COD、窒素含有量及び^{りん}含有量に係る削減対策の実施や、工場・事業場に対する総量規制及び削減指導等を行っています。

東京湾の現状及び対策の実施状況は、ホームページで公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/toukyowann.html>



汚濁負荷量の推移



(2) PFAS対応

▶ PFOS等を含む泡消火薬剤の早期代替

PFOS等による新たな汚染を防ぐため、PFOS等を含む泡消火薬剤の実態把握を進めるとともに、PFOS等を含まない泡消火薬剤に早期に代替していただくよう周知を行っています。

▶ 監視体制の強化

これまで、河川、地下水等の水質測定を計画的に進めてきましたが、地下水については、局所的な汚染が潜んでいるおそれがあるため、令和6年度は監視を強化し、新たに40地点で水質測定を行います。

▶ 情報発信

河川、地下水等の水質測定結果を逐次公表するとともに、PFASに関する最新の情報を収集し、Q&Aとして県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html>



(3) 生活排水処理施設の整備

「神奈川県生活排水処理施設整備構想」（生活排水処理100%計画）に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽⁴等の効果的かつ効率的な整備を推進しています。2019年1月には、今後の人口減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、整備構想を改訂しました。

整備構想における生活排水処理施設整備の基本的な考え方

1 整備の基本方針

- ・ 都市化が進んでいることを踏まえ、集合処理である下水道の整備
- ・ 農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域における農業集落排水施設の整備
- ・ 集合処理が適していない地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及

2 整備手法選定の考え方

主に次の点を考慮してそれぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進める。

- ・ 各地域における今後の人口動態・分布の見通し
- ・ 既存生活排水処理施設の設置状況（経過年数、管理状況、更新計画）
- ・ 建設及び維持管理に係るコスト比較
- ・ 水質保全効果（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善）
- ・ 用地確保の難易度（浄化槽の設置スペース・放流先、集合処理施設用地等）
- ・ 当該地域の特性、住民の意向

3 早期概成の考え方

- ・ 人口減少等を踏まえ、集合処理施設整備区域を適切に見直す。
- ・ 生活排水処理施設間の経済比較を原則としつつ、クイックプラン（早期・低コスト型下水道整備手法）の導入などにより2025年度までに生活排水処理施設の整備を概ね完了させる。
- ・ 下水道整備に10年以上かかる地区については浄化槽整備等による弾力的な対応を行う。

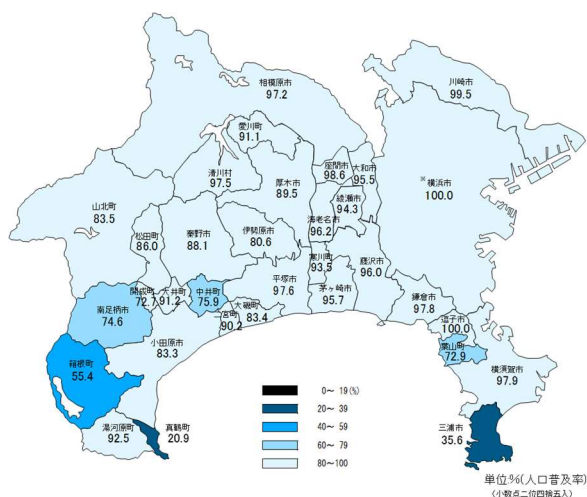
⁴ し尿だけを処理する単独処理浄化槽に対し、し尿と生活雑排水を処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

▶ 下水道の整備

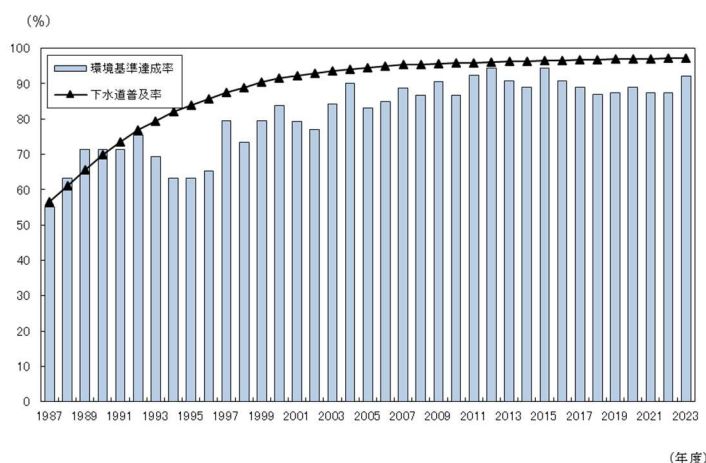
下水道は、健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全に不可欠な施設です。流域下水道の整備を図るとともに、市町村が行う公共下水道の整備を促進しています。

2023 年度末の人口普及率は 97.1 です。

市町村別下水道普及状況図（2023年度末実績）



BOD（COD）の環境基準達成状況及び 下水道普及率の推移



▶ 合併処理浄化槽設置に対する補助

下水道等が整備されない地域等では、し尿と併せて生活排水を個別に処理する合併処理浄化槽を住宅ごとに設置することが重要です。

県は、市町村が合併処理浄化槽の設置者に設置費用の一部を補助する場合、当該市町村に対して補助を行っています。

▶ 農業集落排水施設の整備

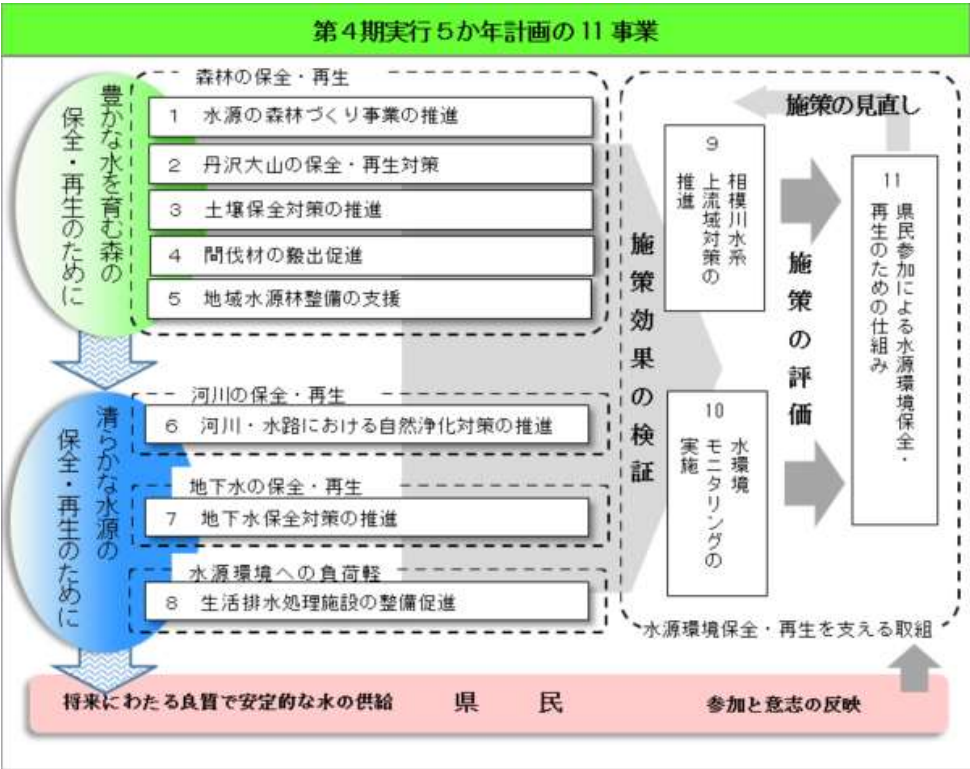
下水道区域外の農業振興地域内において、概ね 20 戸以上、人口 1,000 人以下の農業集落を対象に、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する農業集落排水施設の整備を推進しています。コスト比較や住民の意向等を踏まえた総合的な判断により、整備を進めています。

(4) 水源地域における取組

水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を推進しています。事業の推進には、県民の皆様にご負担をいただいている水源環境保全税を活用しています。長期継続的な取組が必要であり、現在は、第4期計画（2022年度～2026年度）を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/index.html>





▶ 河川・水路における自然浄化対策

水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図るため、市町村管理の河川・水路において、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路の整備を支援しています。

河川・水路の自然浄化対策の実施箇所数

2007～2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
37	5(2)	7(2)	4(0)	3(3)	4(1)

※()は新規工事箇所数(内数)



生態系に配慮した水路整備工事
(相模原市道保川)

▶ 地下水保全対策

地下水を主要な水道水源としている地域における、良質な水の安定的な確保のため、市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策を支援しています。



地下水浄化設備(秦野市)

地下水保全対策の実施市町村数

区分	2007～2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地下水かん養対策	6	2	2	2	2	2
地下水汚染対策	2	1	1	1	1	1

▶ 生活排水処理施設の整備

ダム湖の富栄養化状態を解消するには、生活排水の流入抑制が必要です。県では、ダム集水域における、公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組む市町村を支援しています。2017年度からは、対象地域をダム下流域にも拡大し、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く。）における、合併処理浄化槽への転換促進を図っています。

公共下水道の整備面積

（単位：ha）

2007～2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
297.7	21.0	17.0	15.0	15.0	9.4

県内ダム集水域における高度処理型合併浄化槽の設置基数

2007～2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1,230	101	80	87	55	79

県内ダム下流域における合併浄化槽の転換基数

2017～ 2018年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
131	84	92	90	75	88



一般家庭への浄化槽設置（相模原市）

▶ 県民参加による水源環境の保全・再生

水源環境保全・再生施策については、県民意見を反映するとともに、事業への主体的参加等、県民の意志を基盤とした施策展開を図っています。

・水源環境保全・再生かながわ県民会議

有識者、関係団体、公募委員を構成員とする会議において、水源環境保全税を財源とする施策について、点検・評価をしていただいています。

・市民事業支援補助金

市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動（3団体4事業）に、補助金を交付しました。



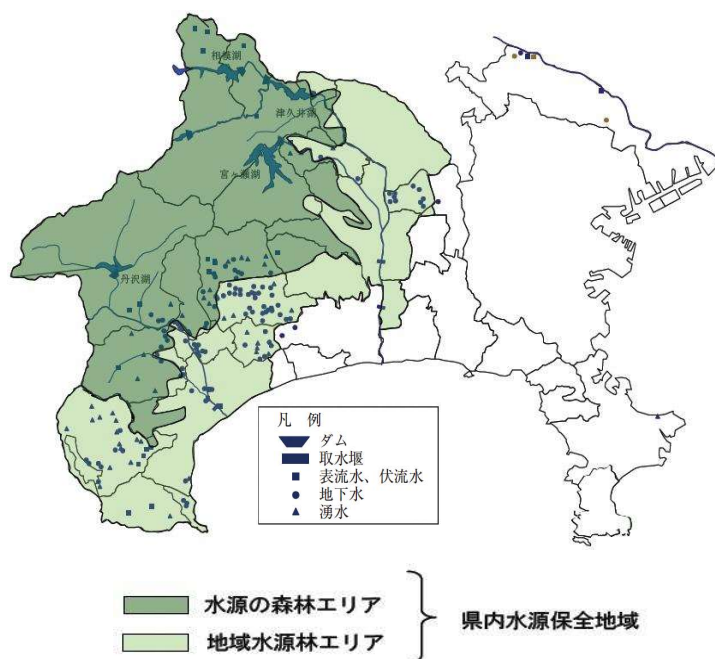
県民会議委員による事業モニター

(5) 森林の保全・再生

県内水源保全地域

良質な水の安定的確保には、水源保全地域における健全な森林の保全・維持が不可欠です。

県民の財産である水源地域の森林を次世代に継承し、良質で安定的な水資源を確保するため、県内水源保全地域（水源の森林エリア及び地域水源林エリア）において、森林の公益的機能を高める森林整備を進めています。



▶ 水源の森林づくり

水源の森林エリア内にある手入れが必要な私有林を、6つの手法により県が公的管理・支援しています。また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を高める整備の方向として、スギ・ヒノキの人工林では、巨木林、複層林、針広混交林等の多彩な森林づくりに取り組んでおり、広葉樹林では適切な手入れを行い、活力ある森林づくりを図っています。

水源地域の森林を守り育てるためには、県民や企業・団体等との連携が必要です。幅広い県民の理解と協力を得るために、寄附や森林づくりボランティア活動への参加の呼びかけ等を推進しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/suigen.html>



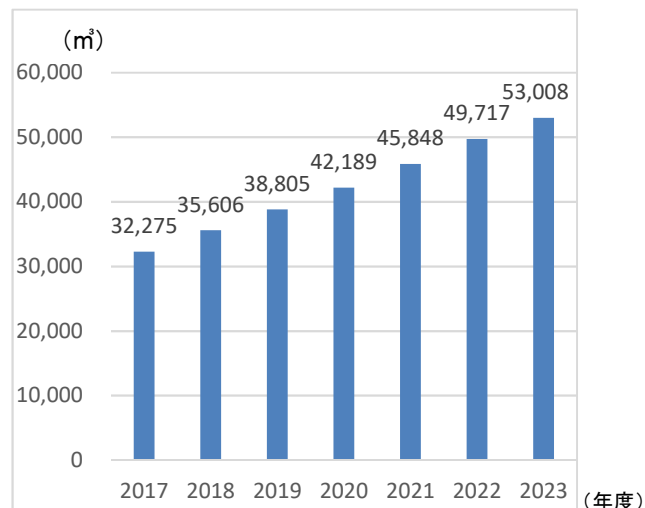
水源の森林づくり事業の6つの手法

手 法	内 容
協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を県が補助します。
長期施業受委託	森林所有者と森林組合等が森林施業に係る契約を結び、森林組合等が森林の管理・整備を行います。
水源協定林	森林所有者と協定（借り上げなど）により森林を県が整備します。
環境保全分収林	木材生産目的の分収契約*を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備します。 * 伐採時に生じた収益を森林所有者と分け合う契約
水源分収林	森林所有者との分収契約により、森林を県が整備します。
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を県が買入れ、保全整備します。

水源の森林づくり事業で整備した森林の面積
(単位：ha)

1997～2021 年度	2022 年度	2023 年度
45,848	3,870	3,291

水源の森林づくり事業で整備した森林の面積

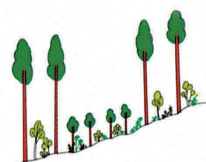


* 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、2026 年度までに延べ 54,000ha の私有林を整備する計画です。

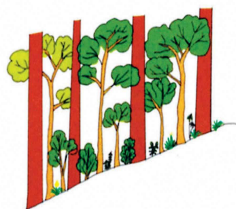
水源の森林づくりが目指す林型



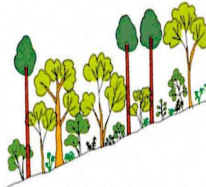
健全な人工林：
間伐等の手入れが行き届いている人工林



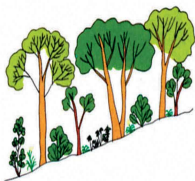
複層林：
高い木と低い木からなる二段の森林



巨木林：
樹齢 100 年以上の森林



針広混交林：
針葉樹と広葉樹が混生する森林



活力ある広葉樹林：
林内植生の豊かな
地域の自然環境に適応している広葉樹林

▶ 地域水源林の整備

地域水源林エリアの私有林は、河川表流水や地下水、湧水など、地域における水源保全に重要な役割を果たしていますが、水源の森林エリアと同様に荒廃の進行が懸念されています。また、水源の森林エリア内にある市町村有林についても、公益的機能の高い森林づくりが求められています。県では、市町村が主体的に行う、こうした森林整備の取組を支援しています。

支援制度の概要

区 分	内 容
私有林の整備	地域水源林エリア内の私有林で、水源の森林づくり事業に準じて市町村が行う森林整備・確保に対する支援
市町村有林等の整備	地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備に対する支援

整備実績

(単位:ha)

区 分	2007~2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
私有林の整備	3,124	276	293	283	190	247
市町村有林等の整備	1,409	58	65	67	90	82

(6) ダム貯水池の保全

▶ 相模湖・津久井湖の水質保全対策

相模湖・津久井湖では、アオコの大量発生を抑制するため、湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖に8基、津久井湖に9基設置しています。これにより、アオコの発生量は概ね抑制されており、2023年度は大量発生に至りませんでした。

しかし、アオコの発生要因である窒素、^{りん} 磷等には、自然由来のものもありますが、濃度は依然として高いことが確認されていることから、湖水の富栄養化状態は改善されていません。そのため、津久井湖の三井地区、沼本地区において、植物の持つ自然浄化機能を活用した植物浄化施設により、アオコの発生抑制対策を実施しています。



(三井地区植物浄化施設)

また、植物プランクトン大量発生の根本的な解決には、栄養源となる窒素、^{りん} 磷等の流入を防ぐことが必要であり、水源地域における生活排水対策や工場排水対策が重要となっています。

▶ 水源かん養林の保育

道志ダム（奥相模湖）上流に位置する相模原市牧野財産区及び同市青野原財産区が所有する山林約426haについて、両財産区と地上権設定契約を締結し、水源かん養林の保育・整備を行っています。水道用水・発電用水の安定的確保とダムへの土砂流入抑制などを目的としています。

▶ ダム施設及び貯水池環境の整備

相模湖、津久井湖及び丹沢湖では、湖周辺の^{のりめん}法面保護と湖面利用の安全を確保するため、法面の崩落防止工事を計画的に実施しています。ダム貯水池についても、流芥除去などを行い、保全を図っています。



丹沢湖周辺崩落防止工事

▶ ダム上流域の災害防止や貯水地の機能維持を図る堆積土砂の除去

相模湖において、貯水池上流域の堆砂による災害防止と有効貯水容量維持を目的とした、しゅんせつを行っています。また、丹沢湖では、流入する3河川のうち2河川に貯砂ダムを設置し、貯砂ダム内に堆積した土砂をしゅんせつすることなどにより、貯水容量の確保に努めています。同様に堆砂が進行している津久井湖及び奥相模湖においても、上流域の災害防止を目的として、しゅんせつを行っています。

(7) 地下水保全

▶ 地下水汚染の未然防止、浄化対策

有害物質の地下浸透を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物やカドミウム、鉛などの有害物質を使用する工場・事業場に対して立入検査を行い、適正な使用、管理等の徹底を指導しています。

一方、こういった規制が始まる前に発生した地下水汚染が発覚することがありますので、汚染原因者や土地所有者に対し、地下水の浄化対策など必要な対応を指導しています。

▶ 地下水質の監視

横浜市などの水質汚濁防止法政令10市⁵と協力して、概況調査（定点調査、メッシュ調査）、継続監視調査等を実施しています。

▶ 地下水かん養等の推進

雨水浸透ます等の設置を推奨しています。地下水に対する県民の関心を深め、保全と活用に向けた県民の自主的な保全行動を促進しています。

⁵ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市

▶ 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土壌汚染を把握して健康被害を防止するために必要な対策が講じられるよう、事業者を指導しています。

▶ 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、現に地盤沈下が生じている地域あるいは生じるおそれのある地域を指定し、地下水採取を規制しています。

規制地域の7市町が隔年で実施する地盤沈下の水準測量調査に対し補助金を交付し、地盤沈下情報の把握に努めています。また、地下水を採取する者に対しては、採取量及び地下水位測定の結果報告を義務付け、地下水過剰採取の防止を図っています。

近年、地盤沈下は沈静化傾向となっていますが、引き続き、地下水採取規制や地下水かん養の促進が必要です。